

仕様書等に関する質問への回答

業務名：令和7年度倉敷市生活保護受給者保健指導業務委託

質 問 ①	回 答
「＜開始時期＞」に「受託者は、委託者から対象者の一覧表の提供を受けた後、委託者と協議のうえ、開始時期を決定すること。」とございますが、対象者の一覧表の提供時期はいつ頃を想定されていますか？	前期の開始は令和7年6月頃を想定しており、契約後、前期分の対象者の一覧表は前期開始日程に合わせた速やかな御提供を想定しております。

質 問 ②	回 答
「＜実施体制＞」に「保健指導は保健師又は看護師又は管理栄養士の免許取得者が実施すること。」とございますが、対象者に治療中の疾病がある場合は、保健師又は看護師の連携（指導時の同席等）が必要でしょうか？	必須ではありません。

質 問 ③	回 答
「＜指導に用いるもの＞」の「・タブレット端末等（任意）」に「使用する場合は初回面談時に持参し、3か月間の実施期間中、対象者に貸与すること。」とございますが、1か月後及び2か月後中間面談を「電話」で実施する場合は、3か月後最終面談の直前にタブレット端末を対象者に貸与する運用でも差し支えないでしょうか？	差し支えありません。

質 問 ④	回 答
「＜留意事項＞」に「保健指導は、必ず受託者の保健師又は管理栄養士の資格取得者が行うこと。」とございますが、P2の「＜実施体制＞」に記載のとおり看護師が保健指導を実施しても差し支えないという認識でよろしいでしょうか？	差し支えありません。

質 問 ⑤	回 答
「＜留意事項＞」に「初回面談及び3か月後最終面談（対面の場所は福祉事務所の会議室等を使用するが、来所が困難な対象者については自宅訪問等により対応すること。」とございますが、対象者との面談（タブレット端末等の活用によるオンライン面談含む）には市職員（ケースワーカー等）の同席を伴うという認識でよろしいでしょうか？	市職員の同席を想定しております。

質 問 ⑥	回 答
「＜留意事項＞」に「保健指導の実施期間は前期（令和7年6月頃開始）と後期（令和7年12月頃開始）に分割する。」とございますが、後期を12月に開始した場合、3か月後最終面談を3月に実施するケースを想定しますが、この場合の報告書は4月以降の提出でも差し支えないという認識でよろしいでしょうか？	原則として、3月末までの御提出をお願いしております。